

## 令和2年度第8回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和2年 11月 5日(木) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場南勢庁舎3階 第2会議室

### 1. 開会

### 2. 出席農業委員 10名

会長

木下和行

委員

山本博文、東 克臣、濱川博哉、石谷みのり、  
田所一成、羽根正視、田中敏男  
小山 学、山川武樹

### 欠席農業委員 6名

小山茂樹、御辺芳彦、島田安明、  
島田大輔、稲葉吉一、久納真司

### 3. 議事録署名委員選出

山本博文委員・東克臣委員

### 4. 報告事項

第1号報告 農地の形状変更について(1件)

第2号報告 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(2件)

### 5. 議案事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(8件)

### 6. その他

### 7. 閉会

事務局

里中重信・岡田真宗

## 1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第8回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名、欠席委員は6名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

## 2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会長	みなさん大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。

## 3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長より、議事録署名委員の選出をお願い致します。
会長	続いて事項書3、議事録署名委員の選出に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 <u>山本博文委員と東克臣委員</u> にお願いします。
事務局	よろしくお願い致します。

## 4. 報告事項

事務局	続きまして、総会の進行をお願い致します。
会長	続いて事項書4、報告事項に入ります。第1号報告、農地の形状変更について事務局より説明願います。
事務局	第1号報告、農地の形状変更について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、石谷みのり委員、補足があれば説明をお願い致します。
石谷みのり委員	荒地から果樹園にしてくれるとの事で、大変ありがたい事です。問題はありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしく申し上げます。

会長	続いて第2号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。
事務局	第2号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明)

	<p>この件につきまして、稲葉吉一推進委員と現地確認を行いました。本日欠席との事ですので、事務局より説明致します。</p> <p>現況写真を見てのとおり、営農が行われている事が確認できます。農機具及び農作業状況などその他要件は満たしており、問題はないと判断しました。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。</p>

会長	<p>続いて報告番号2番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告番号2番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、田所一成委員、補足があれば説明をお願い致します。</p>
田所一成委員	<p>借人は、高齢等で離農した農家の農地を借りて、しっかり経営してくれる方です。担当地区の農業委員としてはありがたい話です。問題はありません。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。</p>

会長	<p>続いて事項書5、議案事項に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、田所一成委員、補足があれば説明をお願い致します。</p>
田所一成委員	<p>譲渡人が離農して地区を出た時に、譲受人がそれを継承した形になります。現況写真に写っている建物は、当時宅地利用していましたが、譲受人が農業用資材置場として利用するようです。特に問題はありません。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

会長	<p>続いて第2号議案に入ります。第2号議案、農地法第5条の規定による許</p>
----	--

	可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば、説明をお願い致します。
田中敏男 委員	特にありません。申請農地も第3種農地に該当するかとと思われます。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば、説明をお願い致します。
田中敏男 委員	譲受人と譲渡人との関係は親と孫になるそうです。目的から考えても集落 接続と考えられ、農地を蚕食及び分断する恐れもありません。問題はない と思われます。
会長	申請地に一般住宅が建つことにより、周りの農地に日照等の影響はないで しょうか。
田中敏男 委員	平屋ですので、特にないと判断しております。
会長	分かりました。 この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、石谷みのり委員、補足があれば、説明をお願い致します。
石谷みのり 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。

	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>
--	--

会長	<p>続いて審議番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>審議番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、久納真司推進委員と現地確認を行いました。本日欠席されておりますので、事務局より説明致します。</p> <p>申請地は太陽光発電設備が多く建っている所の道を挟んで隣になります。耕作放棄地となっており、譲受人の5条要件は満たしていると考えております。以上のことから、やむを得ないと判断しました。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

会長	<p>続いて審議番号5番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>審議番号5番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきましても、事務局より説明致します。</p> <p>先ほどの事業計画の中の一部になります。要件は満たしている判断しております。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

会長	<p>続いて審議番号6番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>審議番号6番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきましても、事務局より説明致しますが、先ほどの案件と同様に、事</p>

	業計画の中の一部であり、要件も満たしていると判断しました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号7番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号7番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきましても、事務局より説明致しますが、先ほどの2件と同じで、やむを得ないと判断しました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号8番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号8番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきましても事務局より説明致しますが、今までの案件と同じで、やむを得ないと判断しました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。  質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	以上をもちまして、本日の報告事項及び議案事項は全て終了致しました。 何か質問や意見はありませんか。  (意見及び質問なし)  以上をもちまして、令和2年度第8回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。
----	--

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 11月 5日

会長 木下 和行

委員

委員